

名古屋市教育委員会告示第10号

伝統的建造物群保存地区保存計画の変更

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第41号）
第3条第4項の規定により、下記の保存計画を変更しました。

なお、関係図書は、名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）において一般の縦覧に供します。

令和8年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

1 変更した計画

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画

2 変更した箇所

本文、別図2及び別表1の一部

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課